

ながさき女性・団体ネットワークだより



2020年6月発行

ながさき女性・団体ネットワーク
(長崎市人権男女共同参画室内)

新型コロナ禍により総会の期日が二転三転としながらも、6月21日にやっと総会の運びとなりました。皆さまには大変ご迷惑をおかけしましたが、いつもご協力いただき感謝申し上げます。

さて作年度は、セクハラをはじめとするハラスメントに関する学習会を実施するとともに、長崎市や長崎県に対する性暴力やハラスメントの訴訟を支援してきました。この「ながさき女性・団体ネットワークだより」で1年間のおもな活動を振り返ってみます。

1 セクハラ裁判についての学習会（講師：太田久美子弁護士）を開催

昨年5月19日（日）総会后15時～上記の学習会を行った（約50人参加）。2007年取材中に長崎市の幹部職員による性暴力の被害に遭い、さらにこれを隠蔽する市職員による噂の流布など二次被害で名誉と健康を損なったとして、女性記者が4月25日に長崎市に対して損害賠償や謝罪を求めて長崎地裁に提訴した。訴状によると、2009年女性記者の人権救済申し立てを受けて、日本弁護士連合会は調査を行い、二次被害を含め人権侵害行為を防止する措置を講じていなかったとして、2014年長崎市に謝罪と再発防止策の策定を勧告した。しかし、長崎市はこの勧告の受け入れを拒み続けたため、女性記者は提訴に至った。学習会では太田久美子弁護士が本裁判の意義を語った。（以下講演の要旨）

「セクハラは、憲法で保障されている性的事項に対する自己決定の自由を脅かし、職場における力関係の中で起こる人権侵害のことである。それは男性優位の社会における女性軽視や女性差別の意識から起こる。近年「#Me Too運動」の高まりとともに女性たちが声を上げ始め、被害者が加害者を訴える裁判が増えてきた。しかし今回の長崎市を提訴した裁判は内容が違う。加害者（すでに死亡）ではなく、使用者である長崎市の責任を問うているのである。民法では使用者責任が定められ、男女雇用機会均等法では、事業主にセクハラ防止の措置義務が定められている。今回の提訴は、事件発覚後の「長崎市の対応の不誠実さ」を非難し、訴えている裁判である。長崎市はこれ以上裁判で争うことなく日弁連の勧告を受け入れて、女性記者の早期の人権救済と身体的精神的回復を図ってもらいたい。」

2 セクハラ・パワハラで県を提訴した原告女性の話を聞く（第1回連絡会）

8月18日（日）13時30分～第1回連絡会の際に、5月30日に県を提訴した原告女性の話を聞いた（約40人参加）。（以下話の要旨）

「2018年4月から県福祉系部局に嘱託職員として勤務した。専門職のため男性上司A氏に直接指導を受けざるをえない関係にあった。最初からA氏は身体的接近が多く、マウスを握る自分の手を握られたり、そのうちの1回は自分の胸にあたった。自分としては職場にまだ慣れていない上に仕事を失うかとも思って身体的接近を我慢していたが、この時はさすがにイヤと拒否した。またA氏は男らしさをアピールしているのか、『オレ』を連発して、まるで恋人気取りのように思えて困惑した。さらにパワ



2019年5月31日付長崎新聞

ハラもひどかった。メモを取ることを禁止されたり、何も教えてくれず、わからないとなると何回も叱責された。4月末頃から複数の別の上司に相談したが、『あの人はそういう人だから』とA氏に何の注意もしなかった。5月末体調不良になり、適応障害と診断された。6月初めに課の上司に席替えをしてほしいと要望したが、業務上席は切り離せないと言われた。8月になってやっと人事課は、『一部容認するが、ハラスメントではない』という調査結果を出してきた。裁判所に提出した県の答弁書では全否定となっており、県は争う構えを見せている。なぜ提訴に踏みきったかという点、自分の後任者が私のような目に遭ってほしくないから。またハラスメントを見て見ぬふりをしていた県庁の体質が、一人の人間のモラルとして恥ずべきものであり、容認できないと思ったから。自分の提訴により県庁でのハラスメント被害が根絶され、正職員、非正規職員などの立場に関係なく、すべての人の尊厳が守られる県民のお手本になるような、働きやすいクリーンな公的機関に変革してほしいと願っている。」



3 「市幹部による女性記者性暴力事件」の訴訟を支援

1. 長崎市に対して、これ以上裁判で争うことなく、日弁連勧告を受け入れて、女性記者の請求を認容することを要請。(2019年6月12日 17団体 1個人の連名)
2. 第1回口頭弁論の傍聴・報告集會に参加。(6月18日)
3. 池田章子市議による本訴訟についての市議会質問を傍聴。(7月1日)

2019年6月13日付長崎新聞

○池田市議が質問しているときに「被害者はどっちか」という男性市議の声でヤジが飛ぶ。この後、原告、弁護団側から市議会に対してヤジの人物を特定するようにという要請が再三行われたが、市議会側は特定できないという回答に終始。

4. 第2回口頭弁論の傍聴・報告集會に参加。(8月19日)
5. 「市幹部による性暴力事件の被害者を支える会」発足記念シンポジウムに参加 → 団体会員が個別に「支える会」の賛同団体となる。(11月17日)
※長崎は20団体が賛同。支える会へのカンパ協力ありがとうございました！
6. 第3回口頭弁論の傍聴・報告集會に参加。(11月18日)
7. 第4回口頭弁論の事前集會・傍聴・報告集會に参加(2020年1月7日)
8. 第5回口頭弁論の傍聴・報告集會に参加(3月9日)
9. 第6回口頭弁論の傍聴(報告集會なし)(5月18日)



第6回口頭弁論「うわさを流した」元市職員の証人尋問、矛盾を露呈

コロナ感染防止のために傍聴も小人数に制限され、報告集會もできなかった。今回の裁判では、市の調査や裁判の陳述書で被害女性記者Aと加害男性部長Bは合意の上だったと証言するとともに、週刊誌にその噂を流した元市職員C(71歳)の証人尋問が約1時間行われた。病気のため別室からのオンライン尋問で、私たち傍聴者には彼の声だけ聞こえた。B部長とは高校大学の同級生で市役所の同期、またA記者は取材を通じて知っていたと証言した。原告弁護団が追及した彼の証言の矛盾を3点に絞って報告する。

【矛盾1】A記者がC証人の部屋に来て「B部長とできちゃった」と言った時期を、12年前は事件当日以前と言っていたのに、最近の陳述では事件当日以後だと変えたのはなぜか。→ C証人は「12年前のことでよく覚えていなかったからだ」と証言。

【矛盾2】C証人が市の調査に「B部長と関係ば持ったというて、俺も誘われたとぞ」と話しているが、性的に誘われたのか。→ C証人は「誘われたのは確かだが、飲み誘われたと思う」と証言。(A記者はC証人に「できちゃった」とか言っていないし、誘ってもない。C証人の証言はすべて虚偽だと陳述で反論。)

【矛盾3】合意の上と聞いたとか、自分も誘われたとか言ったのは、B部長の退職金を支給するためではないのか。市の調査後11月21日に退職金支給が決まった。C証人の当時の役職は会計管理者で、市のお金の出し入れの責任者だ。→C証人は「いや、退職金のことは自分は関知していない。自殺前夜B部長と飲んだ時に、俺ももう終わりだ。こんげんひどい女とは思わなかったと言ったので、B部長は強姦していないと思った。また事件現場のモーテルは入口が広くUターンできるからA記者は嫌だったら引返すことができたはずだ。市がこのようなことになって、合意の上ということを書いたかったから証人になった」

【感想】C証人が週刊誌の取材を受けたのは知り合いの市議会議員から頼まれたからと証言した。新事実だ。ということは、二次被害には市議会が関与しているのか？だから、12年後の今になっても市議会で「ヒガイシヤはどっちか」というヤジが飛ぶのだろうか。

今後の裁判は電話会議で進められ、次に田上市長などの証人尋問が認められたら公開裁判になるということで、次回の期日は未定である。

4 フラワーデモを実施・参加

1. 長崎で初めてのフラワーデモ (2019年11月18日)

午後2時から「被害者を支える会」の主催で、「フラワーデモ」が行われた。これは3月に全国で相次いだ性暴力訴訟の無罪判決に抗議しようとして北原みのりさん(作家)の呼びかけで始まり、今や東京から全国に拡大している。約70名の参加者たちは「性暴力を許さない」「長崎市は謝罪を」と書かれたプラカードや花を持ち、性暴力被害者の救済や性被害の実態を訴えた。



雨の中のフラワーデモ

2. 国際女性デーに全国と連動して行ったフラワーデモ (2020年3月8日)



過去の長崎での被害を語る女性

国際女性デーに合わせて初めて全47都道府県でフラワーデモが開催される計画だったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止・延期など、結局38都道府県47都市で行われた。長崎は屋外なら大丈夫だろうと鉄橋で、12時から実施。性暴力被害者に寄り添う気持ちを表すピンクや黄色の花々を手に約50人が参加した。今回は1993年に長崎で性被害に遭った元女性記者が体験を語った。「20代だったころ取材先で飲み物に睡眠導入剤を入れられ、意識を失っている最中に性暴力を受け、写真まで取られた。

職場の上司に相談しても相手にされなかった。死ぬほどつらかった。心身を病み、仕事も続けられず、長崎を離れた。自分が悪かったとずっと思っていた。昨年4月に東京で始まったフラワーデモに初めて参加した。そこで自分の被害を人前で初めて語った。25年かかった。被害者を責めないで、一緒に世の中を変えていきましょう。」



フラワーデモの参加者たち

5 県に対するハラスメント訴訟を支援

1. 第2回口頭弁論の傍聴 (2019年8月29日)

○第1回連絡会で原告女性の話を聞いた女性たちを中心に多くの人たちが傍聴に参加した。裁判後、原告側弁護士からの説明もあった。

2. 第3回口頭弁論の傍聴 (10月23日)

3. 第4回口頭弁論の傍聴（2020年1月8日）
4. 第5回口頭弁論の傍聴（3月11日）
5. 第6回口頭弁論の傍聴（6月1日）：電話会議で傍聴なし
6. 堤典子県議による本訴訟についての県議会質問を傍聴（9月13日）

堤県議は今回の提訴内容を紹介しながら、県のハラスメント防止策や職員からの苦情相談への対応を質問した。県側は「ハラスメントの防止に関する要綱」に沿って対応していると通り一遍の回答を行い、訴訟中なので詳しく述べられないと逃げた。重ねて堤県議が原告女性からの相談があった時にどう対応したのかと追及すると、「当該職員の要望する席替えや業務分担の変更など可能な限り対応する旨を伝えるなど、調整を試みた」と回答したが、県は席替えしていないのにしたと言った、と思った私たちから「エヘッ!？」というどよめきが起こった。原告女性も傍聴席から「席替えしてません!」と思わず声を上げた。議事録では「調整を試みた」で終わっており、実際に席替えしたかどうかには言及していない。逃げ道を作っていると思えない。

その後も堤県議は委員会で、「調整を試みた結果どうなったのか?加害男性に注意したのか?」などの質問をしたが、県はすべて「訴訟中なので個別案件には答えられない」という回答に終始したようだ。

6 バザーはいつも通り大繁盛（10月5日）



バザーのようす

今回は、モッシュ、I女性会議、退女教、YWCA、新婦人の会の5団体が出店した。10時の開店なのに早くからお客さんが並んで待っていた。開店と同時にドッと入ってきて、買い物も売り手もてんやわんやの大忙し。でも活動費を稼ぐためには労力は惜しみません。完売御礼!でした。

7 加盟団体の活動報告

1. I女性会議（熊江雅子さん報告）〈8月18日第1回連絡会〉

○1962年結成の日本婦人会議が前身で、2003年にI女性会議に名称変更。Iは私自身、女の友愛、真実を見抜く目を意味する。せっけん運動から環境問題・脱原発を推進し、平和・命・人権、ジェンダー平等社会の実現、女性の政治参画などの活動を続けている。お話の後、石鹼洗剤や石鹼シャンプーの販売があり、売れ行きも良く好評でした。

2. N・WIP—ながさき女性国際平和会議（西岡由香さん報告）〈11月16日第2回連絡会〉

○2000年男女共同参画都市宣言事業として、長崎県・長崎市等の主催で「第1回ながさき女性国際平和会議」が開催され、公募の約30人の企画運営員がアマランスとともに企画運営にあたった。会の終了後、企画委員有志が本会を立ち上げた。「女性」「人権」「平和」などのテーマをグローバルに考え、講演会などの啓発事業を行っている。西岡さんは漫画家でもあり、コスタリカの憲法事情をマンガでわかりやすく説明した。

※「ながさき女性・団体ネットワーク」の役員が現在4名しかいません。

役員になっても良いというかたを募集しています!

(文責 門 更月)